共同企業体協定書

　（目的）

第１条　当共同企業体は、安中市発注に係る工事（内容変更に伴う工事及び追加工事を含む。)(以下「当該工事」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

　（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、当該工事の請負契約履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当該工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかか　わらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　住所

　　　名称

　　　住所

　　　名称

　（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、当該工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限　を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並び　に自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払を含む。）の請求、受領及び当　企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成員の出資割合等）

第８条　当企業体の出資割合は、別に定めるところによるものとする。

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して　評価するものとする。

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工　事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の　運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該工事の完成に当　たるものとする。

　（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の　実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　　とし、共同企業　体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（決算）

第１２条　当企業体は、当該工事の施工により決算するものとする。

　（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に基づく協定書に規定する出資　割合により、構成員に利益を配当するものとする。

　（欠損金の負担割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に基づく協定書に規定する出　資割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

　（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該工事　を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合において　は、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の　割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有　している出資の割合により分配し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とす　る。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結　果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった　場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わな　い。

　（構成員の除名）

第１６条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務　の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員　及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条２項から第５項ま　でを準用するものとする。

　（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合において　は、第１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（代表者の変更）

第１７条の２　代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果た　せなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者　の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

　（解散後のかし担保責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、　各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるもの　とする。

　上記のとおり　　　　・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体協定書を締結したので、その証拠として協定書を　通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所有するものとする。

　　　　　　　年　　月　　日

　　　住　所

　　　名　称

　　　代表者

　　　住　所

　　　名　称

　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体協定書第８条に基づく協定書

　安中市発注に係る下記工事については、　　　　　　　　　　　　　　共同企業体協定書第８条の規定により、当企業体構成員の出資割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資割合は変わらないものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　 記

１　工事の名称 工事

２　出資の割合

　　　　　　　　　　　　　　　　外　社は、上記のとおり出資割合を定めたのでその証拠として協定書を　通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所有するものとする。

　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　住　所

　　　名　称

　　　代表者

　　　住　所

　　　名　称

　　　代表者